

院内掲示の必要な手術件数

(令和6年1月1日から令和6年12月31日)

・区分1に分類される手術

		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術 等	47
イ	黄斑下手術 等	105
ウ	鼓室形成手術 等	38
エ	肺悪性腫瘍手術 等	21
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

・区分2に分類される手術

		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術 等	73
イ	水頭症手術 等	67
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術 等	0
エ	尿道形成手術 等	9
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術 等	6
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術 等	5

・区分3に分類される手術

		手術の件数
ア	上顎骨形成術 等	128
イ	上顎骨悪性腫瘍手術 等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術 等	3
オ	内反足手術 等	0
カ	食道切除再建術 等	0
キ	同種死体腎移植術 等	0

・区分4に分類される手術の件数

胸腔鏡及び腹腔鏡を用いる手術	395
----------------	-----

・その他の区分に分類される手術

人工関節置換術	248
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	44
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び 体外循環を要する手術	2
経皮的冠動脈形成術	
1.急性心筋梗塞に対するもの	21
2.不安定狭心症に対するもの	25
3.その他のもの	69
経皮的冠動脈粥疊切除術	0
経皮的冠動脈ステント留置術	
1.急性心筋梗塞に対するもの	18
2.不安定狭心症に対するもの	26
3.その他のもの	59

・大腿骨近位端骨折後48時間以内に実施した手術

人工骨頭挿入術（股）	14
骨折観血的手術（大腿）	20